

東北森林管理局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成30年11月2日)

| | | | | |
|----------------------|---|--|---|------|
| 開催日及び場所 | | 平成30年10月15日（月）東北森林管理局2階大会議室 | | |
| 委員 | | 柴田 一宏（弁護士） 河野 隆治（公認会計士） 小川 浩義（秋田魁新報社 編集局整理部長） | | |
| 審議対象期間 | | 平成30年4月1日～平成30年6月30日 | | |
| 審議対象案件 | | 644 件 うち、1者応札件数 163 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 1 件 | | |
| 抽出案件 | | 33 件 うち、1者応札件数 11 件 (抽出率 5.1 %) (抽出率 6.7 %) 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件 (抽出率 - %) | | |
| 抽出案件内訳 | 工事 | 一般競争 | 5 件 うち、1者応札件数 3 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件 | |
| | | 指名競争 | 公募型指名競争 | 該当なし |
| | | | 工事希望型競争 | 該当なし |
| | | | その他の指名競争 | 該当なし |
| | 随意契約 | 0 件 | | |
| | 測量・建設コンサルタント等業務 | 一般競争 | 6 件 うち、1者応札件数 4 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件 | |
| | | 指名競争 | 公募型競争 | 該当なし |
| | | | 簡易公募型競争 | 該当なし |
| | | | その他の指名競争 | 該当なし |
| | | 随意契約 | 公募型プロポーザル | 該当なし |
| | | | 簡易公募型プロポーザル | 該当なし |
| | | | 標準型プロポーザル | 該当なし |
| | その他の随意契約 | | 5 件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件 | |
| | 物品・役務等 | 一般競争 | 10 件 うち、1者応札件数 4 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件 | |
| | | 指名競争 | 該当なし | |
| | | 随意契約（企画競争・公募） | 該当なし | |
| 随意契約（その他） | | 7 件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件 | | |
| (特記事項) | | | | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問 | | 回答等 | |
| | <p>○前回委員会の再調査案件</p> <p>①除雪作業チャーター契約3物件において、各業者がそれぞれの入札（再度入札）で同額で応札し、落札している。各業者の単価の出し方に何か法則性はあったのか。</p> <p>②3物件は同じ日、同じ時間に入札しているのか。</p> | | <p>①1回目の入札で一番札であったそれぞれの業者が、再度入札でそれぞれ同額単価で応札し落札している状況である。</p> <p>②同じ日、同じ時間に一斉投函している。</p> | |

| | | |
|--|---|---|
| | ③除雪作業チャーターの入札において、これまで以上に入札参加の機会を得られるような対策を講ずるべき。 | ③了解した。 |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | <p>○抽出案件</p> <p>①No.122について、1回目の入札は2者が応札しているが、再度入札では1者の応札となっている。もう1者は辞退したのか。</p> <p>②デジタル複写機保守点検について、No.347とNo.348の1台当たりの単価が違うのは機種の違いによるものか。</p> <p>○指名停止等について</p> <p>①株式会社フジタの指名停止理由について、「競争者に対する取引を不当に妨害していた」具体的な内容について教えていただきたい。</p> <p>②遠野地区国有林材生産協同組合の指名停止について、重大災害の発生とあるが、死亡事故であるか。</p> | <p>①再度入札時は辞退している。</p> <p>②機種によって若干違ってくる。また、契約する台数が多いと1台当たりの単価が安くなることもある。</p> <p>①東北農政局OBが職員に対して情報を依頼及び自己と競争関係にある建設業者と農林水産省との取引を不当に妨害していた。</p> <p>②そのとおりである。</p> |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部長が講じた措置] | 平成30年度第1四半期について、おおむね適正に行われていたものと判断する。 | |

事務局：東北森林管理局 企画調整課

(注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。